

令和7年度 地域づくり活動支援事業 募集要領

第1 総 則

秋田県農林水産部農山村振興課が実施する地域づくり活動支援事業（以下、「本事業」という。）の募集については、この要領に定めるところによる。

第2 趣 旨

中山間地域等の農地の保全・活用とともに、交流活動等を通して農山漁村地域の活性化を図る取組の裾野の拡大のため、県内で主体的に活動を行う団体を広く募集し、他地域への参考事例となる取組を県のモデル事業として選定し、実施するものとする。

第3 事業対象地域

県内の「中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域※」とする。

※「中山間地域」とは、地域振興5法の指定地域をいう。

※「これらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域」とは、中山間地域以外で市町村が行う土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域をいう。

第4 募集内容

本事業で対象とする取組は、次のとおりとする。

- (1) 農産物オーナー制度や市民農園等による消費者との交流活動
- (2) 企業のCSR活動や学生ボランティア等と連携した農地等保全活動
- (3) 「食」、棚田や田園空間などの自然・景観を活かした交流活動
- (4) 地域の小学生等を対象とした体験教育活動
- (5) 農作業体験や農産物の集出荷等を通じた福祉・医療との連携活動
- (6) 農泊や教育旅行等の取組
- (7) その他、都市と中山間地域等の交流に資する地域の手づくり活動 など

第5 委託料及び対象経費

- 1 本事業の委託料について、初年度は30万円、2年目は10万円を上限とする。
- 2 本事業の対象となる経費は別記1のとおりとする。

第6 応募資格

次の要件を全て満たす団体

- (1) 秋田県内に所在する農業団体やNPO法人、地域協議会等であること。
- (2) 宗教活動や政治活動等を主たる目的とした団体でないこと。
- (3) 団体等の構成員や事務局、代表者の定めや事務処理の方法等を定めた規約などが整備され

ていること。

- (4) 事業の公表に異議がなく、事業終了後、数年間は活動の実績報告調査等に協力できること。
- (5) 過去に「ふるさと秋田応援事業」等を受託した団体については、類似の企画提案でないこと。
- (6) 国、県及び市町村による類似の補助金等の助成（日本型直接支払制度を除く）を受けていないこと。受けている場合は、本事業との仕分けが明確であること。

第7 応募方法

(1) 応募書類

- ① 様式第1号「応募書」
 - ② 様式第2号「企画提案書」
- ※提出資料は返却しない。

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出するものとする。

(3) 提出先

応募団体の所在地を所管する県の地域振興局農林部へ提出すること。

提出先	住所	お問い合わせ
鹿角地域振興局 農林部 農村整備課	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1番	TEL：0186-23-2243 FAX：0186-23-6085
北秋田地域振興局 農林部 農村整備課	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1	TEL：0186-62-3900 FAX：0186-62-3904
山本地域振興局 農林部 農村整備課	〒016-0815 能代市御指南町1-10	TEL：0185-52-1232 FAX：0185-54-2451
秋田地域振興局 農林部 農村整備課	〒010-0951 秋田市山王4丁目1-2	TEL：018-860-3394 FAX：018-860-3865
由利地域振興局 農林部 農村整備課	〒015-8515 由利本荘市水林366	TEL：0184-22-7554 FAX：0184-23-2618
仙北地域振興局 農林部 農村整備課	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62	TEL：0187-63-6117 FAX：0187-63-7771
平鹿地域振興局 農林部 農村整備課	〒013-8502 横手市旭川1丁目3-41	TEL：0182-32-9509 FAX：0182-32-5117
雄勝地域振興局 農林部 農村整備課	〒012-0857 湯沢市千石町2丁目1-10	TEL：0183-73-6135 FAX：0183-73-9144

第8 審査及び選定結果

新規団体として応募のあった地域等については、次のとおり審査・選定する。

(1) 審査・選定方法

企画提案書等による書類審査で決定することとし、秋田県農林水産部農山村振興課で審査し選定する。

なお、応募総数が募集团体数以下であっても、県の選定基準を満たさない団体等については選定しない。

（２）選定通知

選定結果については、農山村振興課から各地域振興局へ通知するものとする。

なお、応募団体への通知については、申請を受理した地域振興局が行うものとする。

（３）選定基準

以下の視点をもとに総合的に評価し、選考する。

① 地域の主体性

地域住民の参加若しくは地域の協力により行われるものであるか。

（地域を巻き込んだ取組となっているか。地域が主体となった取組か。）

② 地域性

地域課題の解決や、地域活性化につながる内容か。

③ 継続性

実施体制や資金源等の面において、事業終了後の継続的な活動が期待できるか。

④ 費用対効果・実現性

事業費が有効に活用される事業計画となっているか。

実施可能な体制、手法、計画、予算により立案されているか。

⑤ 独自性・アピール性

独自の視点や仕組みをもっているか。

地域内外の人々の興味や関心を高めることができるか。

地域からの情報発信を期待できるか。

⑥ 総合評価（その他の全般的評価）

事業の趣旨に合致した取組か。

地域活性化に向けた意欲や熱意が感じられるか。

その他事業に対する全般的評価。

第9 事業報告等

- ・選定団体は、県から依頼があった場合、速やかに進捗状況を報告すること。
- ・選定団体は、各年度の3月31日までに実績報告書を県に提出すること。
- ・選定団体は、県から依頼があった場合は、パワーポイント等による活動報告の作成に協力すること。

第10 取組の公表及び提出書類の使用

- ・本事業の普及・啓発を図るため、選定団体の情報（団体名・代表者名・団体の連絡先など）や事業内容を一般公開することがある。
- ・実績報告書等に添付された写真、図表等は県の広報や報告書等に使用することがある。

第11 2年目の取り扱いについて

- ・委託契約は1年毎の契約となるため、2年目においても契約等の手続が必要となり、その詳細は別に定める。
- ・2年目は、審査会を実施しないが、前年度の取組実績等から判断し、事業を打ち切る場合

がある。

- ・事業の実施は、予算措置状況次第となることから、2年目の実施を確約するものではない。

第12 その他

- ・各年度の募集团体数、事業期間及び応募書類の提出期限については、別記2による
- ・契約の締結に要する一切の費用（各種書類の作成等）は、応募者の負担とする。
- ・選定後の事務手続については、「地域づくり活動支援事業実施要領」に記載のとおり。
- ・県からのモデル事業として実施するため、内容については県と調整を依頼する場合がある。
- ・委託料の支払いは、原則、精算払いとする。

ただし、委託料を概算払いすることが円滑な事業の運営に必要と認められる場合は、概算払いを申請することができる。

- ・本要領に記載のない事項については、県と協議のうえ決定する。

附 則 本要領は令和7年4月1日から施行する。

別記 1

対象経費

項 目	内 容（主な対象経費）	対象	備考
1 賃金	イベントスタッフ等への賃金	○	
2 報償費	体験指導料など講師への謝金	○	
3 旅費	研修等参加のための旅費	○	
4 需用費			
一般需用費	稲刈り鎌、種子等の資材費、写真用紙等の需用費（農産物の土産や、看板等も可）	○	
印刷費	オーナー及び体験プログラムPRチラシ 集落案内マップ等の印刷	○	
食糧費	昼食代等は対象外とする。ただし、食体験の材料費（一般需用費）として執行は可能	△	
5 役務費	切手などの通信費	○	
6 委託料	広告、オーナー募集などの事務委託	○	
7 使用料賃借料	会場などの使用料、 バス、簡易トイレなどの賃借料	○	
8 工事請負費	駐車場整備などの工事費	×	
9 公有財産購入費	水路等敷地の購入費など	×	
10 備品購入費	3万円を超える物品の購入費など	×	
11 負担金	研修などへの参加費	○	
12 その他		○	

〔区分〕 ○：対象、×：対象外

<注意事項>

人件費	委託料の20%を上限とする。 草刈り作業や農作物の管理、継続的な作業に関する経費は対象外とする。
報償費	講師等への謝礼金は常識の範囲内とする。
旅費	現地までの交通費や宿泊料等を対象とする（実費）。
印刷製本費	事業広告チラシ・報告書などの印刷費、コピー代などを対象とする。
需用費	実践活動等に必要な消耗品等の経費（1件の購入金額が3万円以上となるものは対象外）
その他	上記以外の経費で、事業実施に特に必要と認められる経費

別記 2

令和 7 年度地域づくり活動支援事業の募集に係る特記事項について

1 募集团体数

3 団体

2 事業期間

令和 7 年度～令和 8 年度（予定）

3 応募書類の提出期限

項 目	募集期間	地域振興局への提出期限	農山村振興課への提出期限
一次募集	5 月 7 日(水)～5 月30日(金)	5 月30日(金)	6 月 5 日(木)
二次募集	6 月 9 日(月)～6 月27日(金)	6 月27日(金)	7 月 3 日(木)
三次募集	7 月 7 日(月)～7 月25日(金)	7 月25日(金)	7 月31日(木)

4 留意事項

- ・一次募集の選定団体が今年度の上限数に達した場合は、以降の募集は行いません。
なお、上記については、二次募集以降も同様の取り扱いとします。
- ・募集開始等に関する周知は（選定数が上限に達した旨の周知を含む）、秋田県公式サイト等でお知らせします。